

和泉監第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成25年8月9日に監査委員に提出された和泉市職員措置請求（投票管理者への違法な手当の支給に伴う損害賠償請求の件）について、同条第4項の規定に基づきその結果を下記のとおり公表します。

平成25年10月7日

和泉市監査委員 露口 六彦  
同 藤田 充

和泉市職員措置請求に係る監査の結果

第1 和泉市職員措置請求の受付

1 請求人

1名（省略）

2 和泉市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出  
措置請求書の提出は平成25年8月9日である。

3 請求の要旨

（1） 請求の対象行為

平成24年度執行和泉市市議会議員選挙、平成24年度執行衆議院議員選挙、平成25年度執行和泉市市長選挙及び平成25年度執行参議院議員選挙の投票管理者へ下表の投票管理者事務手当（以下本件手当という）を支給したが、本件手当は違法な支出である。

＜本件手当の支給額＞

和泉市の投票管理者は全て市の職員が行っており、その支給額は以下のとおりである。

	人数	支給単価(円)	支給額(円)
H24年度執行市議会議員選挙	57	32,500	1,852,500
H24年度執行衆議院議員選挙	57	32,500	1,852,500
H25年度執行市長選挙	58	32,500	1,885,000
H25年度執行参議院議員選挙	58	28,600	1,658,800
合計	230		7,248,800

（2） 前記行為の違法・不当の理由

## 1. 関連法令の定め

### ①公職選挙法等の定め

公職選挙法は、各選挙ごとに投票管理者を置く（第37条第1項）、投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつてこれに充てる（第37条第2項）、投票管理者は、投票に関する事務を担任する（第37条第5項）。

公職選挙法施行令は市町村の選挙管理委員会は、法第37条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない（第25条）。

### ②地方自治法の定め

地方自治法は、普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない（地方自治法第203条の2）。同時に普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない。（地方自治法第204条の2）

### ③国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律では、投票所の投票管理人の費用弁償を1日当たり12,600円と定めている。

### ④和泉市条例の定め

#### ア 報酬条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下報酬条例）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とし（第1条）、特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとし（第2条）、その別表に投票所の投票管理者は1選挙ごとに11,000円と定めている。（以下投票管理者報酬という）

#### イ 選挙事務における手当等の支給に関する内規（以下内規という）

選挙執行時に於ける職員等の手当等の支給額並びに支給方法を定め、別表に投票管理者については、投票管理者事務手当として日額28,600円とし、

備考として市の職員に対してはこの表に基づく手当を支給し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく報酬は支給しないと定める。

## 2. 前記行為の違法・不当の理由

本件手当は、二つの点で違法な給付である。

その第一点は、本件投票管理者は和泉市の特別職非常勤職員であるところ、その報酬は和泉市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により、1選挙ごとに11,000円と定められ、地方自治法第203条の2により投票管理者の職務の対価として支給が義務づけられており、これ以外の報酬や手当等の給付は予定されていない。又職員が投票管理者となったときにその報酬を支給しない旨の定めはない（選挙事務における手当等の支給に関する内規にその旨の表記があるが、内規は内部的な事務の手続きを定めたもので法的効果を有しない）。

ところが、和泉市は支給が義務づけられている報酬条例による報酬を支給せず、内規に基づき時間外手当に相当する本件手当を支給しており違法であり、その金額も報酬条例の報酬の約3倍にも当たるもので、仮に民間人が投票管理者となった時の職員との格差は裁量の範囲を逸脱している。

又内規には、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく報酬は支給しないとされているが、逐条地方自治法第3次改訂版P642松本英明著によると、「報酬及び費用弁償は、普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであり、これを受ける権利は公法上の権利であるから、条例をもってこれを支給しないと定めたり、予めこれを受ける権利を拠棄することは出来ない（大判 大正7.12.15）」とされており、このような定めをした内規は地方自治法の趣旨に反し無効である。

尚投票管理者が、投票事務を一時的に応援することはあり得るが、それはあくまで投票管理者の事務の一環として行うもので、そのことで投票管理者報酬以外に何らかの手当等の支給義務が発生するものではない。

その第二点は仮に本件手当が投票管理者報酬に代わるものとして許されるとしても、本件職員は地方自治法第204条第2項によって、同法第203条の2第1項、第2項及び第4項所定の報酬、期末手当及び同条第3項所定の費用弁償のほか、法律又はこれに基く条例に基かずに、当該団体からいかなる給付も受けはならない（給与条例主義）とされおり、本件手当は内規で定めるのみで、内規は内部的な事務の手続きを定めたもので法的効力を有せず、本件手当は条例及び規則に何ら定めが無いから、給与条例主義に反し違法な給付である。

又本件手当は個々の職員の給与に関係なく全て一律であり、和泉市職員の給与

に関する条例第 17 条（時間外勤務手当）や第 18 条（休日勤務手当）に基づく給付でないのは明らかで、更に管理職については時間外手当や休日勤務手当は支給されないことになっていることからも明らかである（同給与条例第 24 条）。

以上から本件手当は違法な支給である。

### （3）和泉市の損害

本件手当の支給は違法であり、本件手当に相当する損害を市に与えた。一方投票管理者報酬は必要な給付であるから、本件手当中投票管理者報酬を超える限度で市に損害を与えた。

＜具体的損害額＞

	損害額（円）
H24 年度執行市議会議員選挙	1,225,500
H24 年度執行衆議院議員選挙	1,225,500
H25 年度執行市長選挙	1,247,000
H25 年度執行参議院議員選挙	1,020,800
合計	4,718,800

### （4）市長の責任

本市では、本件手当の支出命令の権限を、補助職員に事務の専決として委ねている。このように、本来権限を有する長等の権限に属する財務会計上の行為を特定の補助職員に専決させている場合、当該補助職員の財務会計上の違法行為につき、長等が責任を負うのは、その補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反して、故意又は過失により補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限られるというべきである

（最高裁判所平成三年一二月二〇日第二小法廷判決）。

市長は本件手当の支出に関し、選挙の報酬等の支出についての問い合わせに決裁しており、その中に本件手当の支出の明細があり、本件手当が報酬条例に基づいての支出でない事や、本件支出が条例や規則に何ら定めが無い支出であることを十分認識が可能であり、かつて本市で非常勤職員の住民訴訟（平成 20 年（行）第 150 号及び平成 22 年（行）第 139 号）で、非常勤職員への特別報酬が給与条例主義に反するとの判決があり、給与条例主義については十分認識していた筈である。

和泉市長辻宏康は、このような状況であるにも関わらず、漫然と本件手当の支給を続け、故意又は過失により誤った事務手続きを阻止しなかった責任は免れない。

### （5）職員への不当利得返還請求について

本件手当が法律上の原因が無いことは明らかであり、その額は民間人が投票管理者となった時の報酬に比べ高額で著しく均衡を欠き、特に管理職についてはこのような手当が支給されることは自明である事等を考慮すると、本件手当を受領した職員には報酬条例による報酬を上回る額の範囲で、不当利得返還義務があると解すべきであり、不当利得返還請求が信義則に反するものでもない。

#### (6) 措置請求事項

和泉市長は辻 宏康に対し、本件支出に伴う損害額に相当する金員の返還を請求する事、違法な給付を受けた職員に対し不当利得返還請求を求める等必要な措置を講じることを求める。

#### (7) 措置請求に添付された事実を証する書面

第1号 支出負担行為兼支出命令書

第2号 選挙事務における手当等の支給に関する内規（和泉市選挙管理委員会内規）

第3号 決裁文書

第4号 決裁文書

第5号 支出負担行為兼支出命令書

第6号 各投票所の投票管理者及び同職務代理人一覧表

「平成24年 9月 9日執行 和泉市議会議員一般選挙」

「平成24年 12月 16日執行 第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査」

「平成25年 6月 2日執行 和泉市長選挙」

「平成25年 7月 21日執行 第23回参議院議員通常選挙」

第7号 補正書

#### 4 請求の受理

法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

#### 第2 監査の実施

##### 1 監査対象事項

投票管理者に対し、報酬条例による報酬を支給せず、内規に基づき手当を支給するのは違法又は不当な支出であるか。また、投票管理者及び職員に対し不当利得返還請求を求められるかを対象とする。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 9 月 20 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から新たな証拠の提出があった。なお請求人陳述の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき関係部局職員 3 名が立ち会った。

請求人の請求書を補完する陳述の要旨は次の通りである。

- ・逐条地方自治法の解説によれば、第 204 条の 2 に違反する給与その他の支出は違法であり、その支出を行った職員は地方公共団体に損害を与えた場合、損害賠償の責に任じなければならないのみならず、支給を受けた職員も本来請求権の無い者であるから、返還の義務があるとしている。
- ・報酬条例で定められた投票管理者の職務の対価としての 11,000 円以外が和泉市の損失である。国政選挙について、談合に関する裁判で損害賠償などを受領したときは、それに応する分を国に返還するような通知（国官会第 772 号）も出ており、国からの補助金を含め損害と算定することを当然の前提としての証左である。

## 3 監査対象部局

選挙管理委員会事務局

## 4 監査対象部局からの関係書類の調査及び事情聴取等

本件について、市長に対して請求に係る意見書の提出を求めるとともに、平成 25 年 9 月 20 日に、監査対象部局の職員（選挙管理委員会事務局）から本件に関する事実及び請求人の主張に対する意見について事情を徹した。

その概要は次のとおりである。なお、当該席上において、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき請求人が立ち会った。

### (1) 請求書の記載事実について

#### (ア) 「和泉市措置請求書」

- ① 2 頁 (3) 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に記載の「投票代理人」を「投票管理者」に訂正すべきと考える。

#### (イ) 「投票管理者への違法な手当ての支出に関する住民監査請求補正書」

- ①投票管理者に対する不当利得返還請求額の一覧表に記載の第 14 投票所の氏名「渡士俊彦」を「渡士敏彦」に、第 17 投票所の氏名「高橋易元」を「高藤易元」に、第 53 投票所の氏名「井坂弘樹」を「井阪弘樹」に、第 56 投票所の氏名「松田幸夫」を「松田幸男」に訂正すべきと考える。

(2) 請求人が違法又は不当とする理由に対する意見について

本市においては、各選挙等において投票管理者に投票管理者事務手当を下記のとおり支給しているが、各々の当該手当の支給について意見を述べる。

投票管理者事務手当支給一覧表

選挙等の名称	支給単価	人数	支給総額
平成24年9月9日執行 和泉市議会議員一般選挙	32,500円	57	1,852,500円
平成24年12月16日執行第 46回衆議院議員総選挙及び最 高裁判所裁判官国民審査	32,500円	57	1,852,500円
平成25年6月2日執行 和泉市長選挙	32,500円	58	1,885,000円
平成25年7月21日執行 第23回参議院議員通常選挙	28,600円	58	1,658,800円

(ア) 投票管理者事務手当の支出について

投票管理者は、公職選挙法第37条第5項の規定により投票に関する事務を担当することとされ、『逐条解説 公職選挙法（上）』343頁（安田充・荒川敦編著、平成21年1月30日発行）によれば、次のような事務を概ね担当するとされている。

- ①投票所の開閉（公職選挙法第40条・第53条）
- ②投票用紙の交付（公職選挙法第45条）
- ③代理投票の許容（公職選挙法第48条）
- ④選挙人の確認（公職選挙法第50条）
- ⑤投票の拒否の決定及び仮投票の許容（公職選挙法第50条）
- ⑥不在者投票の受理、不受理の決定（公職選挙法施行令第63条）
- ⑦投票箱の閉鎖（公職選挙法第53条・同法施行令第43条）
- ⑧投票録の作成（公職選挙法第54条）
- ⑨投票箱等の送致（公職選挙法第55条）
- ⑩投票所の秩序保持（公職選挙法第59条・第60条）

しかし、本市では投票事務従事者兼投票管理者として、上記事務以外に、投票立会人選任のための準備、投票所借用の交渉、投票所の設営や投票所施設の鍵の貸し借りの打合せ、投票日前日の投票用紙・選挙人名簿の受領、当日投票所への投票用紙・選挙人名簿の送致などの業務を担当しており、公職選挙法上の投票管理者の事務のみならず、幅広い事務をしている。また、当日投票所では、投票事務をすることはもちろんのこと、

投票管理者としての事務を兼務している。

本市の一般職員で各投票所の投票事務従事予定者の中から投票管理者に選任されることに同意をした職員が、投票事務従事者と投票管理者を兼務している。その委嘱状は、資料1-1及び資料1-2のとおりであり、公職選挙法において投票管理者を事務従事者が兼務できないとの規定はない。投票事務従事者兼投票管理者として幅広い事務を担っていることから、報酬及び手当を支給すべきと考えるが、重複支給となることから報酬は支給せず、手当のみを支払っている（資料2-1～資料2-4）。支給額については、「選挙事務等における手当等の支給に関する内規」（資料3-1・資料3-2）で手当の額を規定し、選挙の都度市長決裁により手当を支給している。

また、請求者は、管理職員に対して手当を支給することは違法であると主張するが、和泉市職員の給与に関する条例第24条第1項の管理又は監督すべき範囲は、和泉市職員の職務分類の基準に関する規則第2条の規定により当該職員が所属する部局における職責に限定されるべきである。本務の職務内容とは大きく異なる投票管理者の職務は、当該管理職員がすべき管理又は監督の範囲外であることは明らかである。

管理職員への手当の支給については、和泉市職員の給与に関する条例第24条第4項では「市長が災害その他緊急事態の発生等により特別の勤務を命じた場合は、この限りでない。」とされており、「選挙事務等における手当等の支給に関する内規」で手当の額を規定し、選挙の都度市長決裁により手当を支給しており、違法とはいえないと考える。

つまり、業務に対する対価として、手当を支給しているものである。

(イ) 平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査及び平成25年7月21日執行の第23回参議院議員通常選挙における投票管理者事務手当の支出について

地方財政法第10条の4、公職選挙法第263条、最高裁判所裁判官国民審査法第51条及び国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第18条の規定により国政選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関する経費は国庫負担とされている。

和泉市においては、平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙等の経費については、国より全額交付を受けているため、平成1(行)7違法支出金不当利得填補請求控訴事件（平成2年5月31日、大阪高等裁判所）で示されているとおり市に何ら損害を与えていないことから、請求者が和泉市長に対して投票管理者報酬と投票管理者事務手当の差額を返還請求する理由はないと考える（資料4-1）。

また、平成25年7月21日執行の第23回参議院議員通常選挙においても同様の見込みであることから、当該請求に理由はないと考える（資料4-2）。

以上のことから、各選挙の投票管理者事務手当の支出について、適正に支出したものであり、市に対する損害は一切ないものと考えます。

(添付資料)

資料 1 : 委嘱状

1－1 平成24年9月9日執行和泉市議会議員一般選挙分

1－2 平成25年6月2日執行和泉市長選挙分

資料 2 : 支出命令・精算書に関する書類

2－1 平成24年度予算書

2－2 支出負担行為・支出命令書・精算書・受領書

(平成24年9月9日執行和泉市議会議員一般選挙分)

2－3 平成25年度予算書

2－4 支出負担行為・支出命令書・精算書・受領書

(平成25年6月2日執行和泉市長選挙分)

資料 3 : 選挙事務等における手当等の支出に関する内規

3－1 平成22年6月7日施行分

3－2 平成25年6月21日施行分

資料 4 : 歳入に関する文書

4－1 平成24年12月16日執行第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所  
裁判官国民審査分

4－2 平成25年7月21日執行第23回参議院議員通常選挙分

監査の結果

1 事実確認

(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の解説

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律では、投票所の投票管理者の費用弁償は1日あたり12,600円と定めていることであるが、「この法律は選挙事務の種類ごとに基準を設けているが、地方公共団体の支出が厳密に選挙事務の種類ごとに基準額によってなされなければならないというものではなく、選挙事務を適法に、かつ適正に処理するために当該地方公共団体に交付された総額の範囲内で融通して補うことはなんらこの法律の趣旨に反するものではない。」と「選挙執行経費基準法解説(25年版)選挙研究会編集」において、記述されている。

(2) 国政選挙の執行経費の負担について

地方財政法第10条の4、公職選挙法第263条、最高裁判所裁判官国民審査法第

51条及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第18条の規定により、国政選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関する経費は国庫負担とされており、よって、平成24年12月16日執行第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査、及び平成25年7月21日執行第23回参議院議員通常選挙に係る選挙等の経費については、国より全額交付を受けている。

#### (3) 関連法令の定め

和泉市職員の給与に関する条例第24条第4項「市長が災害その他緊急事態の発生等により特別の勤務を命じた場合は、この限りでない。」とされており、「選挙事務等における手当等の支給に関する内規」により、業務に対する対価として手当の支給を行っている。

#### (4) 地方自治法の定め（地方自治法第204条第3項）

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### (5) 投票管理者への報酬の支給義務について

投票事務従事者兼投票管理者として、公職選挙法上の投票管理者としての事務のみならず、幅広い事務を行っている。投票管理者には、本市の一般職で、各投票所の投票事務従事予定者の中から投票管理者に選任されることを同意した、知識や経験のある職員が投票事務従事者と投票管理者を兼務している。

地方自治法第203条の2に基づき報酬の支給が義務づけられているが、本市においては、和泉市職員の給与に関する条例第24条第4項により支給している。支給額については、「選挙事務等における手当等の支給に関する内規」で手当の額を規定し、市の職員に対しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく報酬は支給しない旨を明記し、選挙の都度市長決裁により手当を支給している。

#### (6) 投票管理者選挙事務従事について

投票管理者は、公職選挙法第37条第5項の規定により投票に関する事務を担当することとされ、『逐条解説 公職選挙法（上）』343頁（安田充・荒川敦編著、平成21年1月30日発行）によれば、次のような事務を概ね10項目担当するとされている。

- ①投票所の開閉（公職選挙法第40条・第53条）
- ②投票用紙の交付（公職選挙法第45条）
- ③代理投票の許容（公職選挙法第48条）

- ④選挙人の確認(公職選挙法第50条)
- ⑤投票の拒否の決定及び仮投票の許容(公職選挙法第50条)
- ⑥不在者投票の受理、不受理の決定(公職選挙法施行令第63条)
- ⑦投票箱の閉鎖(公職選挙法第53条・同法施行令第43条)
- ⑧投票録の作成(公職選挙法第54条)
- ⑨投票箱等の送致(公職選挙法第55条)
- ⑩投票所の秩序保持(公職選挙法第59条・第60条)

本市では投票事務従事者兼投票管理者として、上記事務以外に、投票立会人の選任及び依頼、投票所借用の交渉、投票所の設営、投票所施設の鍵の貸し借りの打合せ、投票日前日の投票用紙・選挙人名簿の受領、当日投票所への投票用紙・選挙人名簿の送致などの業務を担当している。また、経験上のノウハウ等を活かし、事務を適切かつ迅速に処理し、様々な事案に応じて助言するといった役割を担っており、投票所では、投票事務はもちろんのこと、投票管理者としての事務を兼務している。

#### (7) 投票管理者について

公職選挙法第37条により当該選挙の選挙権を有するものの中から市町村の選挙管理委員会の選任したものを持って、これを充てる。また、同法施行令第25条には、投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示の規定がされている。これについては、告示の確認ができた。

#### (8) 職員の投票管理者への委嘱について

本市では、投票管理者を投票事務従事者兼投票管理者として委嘱し、投票日以外に最低3日間程度投票準備事務に費やしているものであり、仮に投票管理者報酬11,000円を4日間支払うと一人44,000円の人数分を支払うこととなり、現支給額より大幅な支出増となる。また民間の人が投票管理者となった場合、同じ人が各選挙について継続的に投票管理者になるということは考えにくく、また、1~2日程度の説明会を行ったとしても、投票事務に関する知識を習得し、適法で適正な選挙を執行することは非常に難しいものであり、投票所においては多岐に渡り諸問題等を迅速且つ的確に判断することが求められている。そのことから、選挙事務経験のある職員が補佐しなければ、投票管理者としての業務の遂行に支障をきたすことも考えられる。ひいては、各投票所への投票事務従事者の増員が想定される。結果、地方自治法第2条第14項で規定する「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」に沿っていないものと考える。

#### （9）投票管理者の罰則について

公職選挙法第 221 条（買収及び利害誘導罪）法第 223 条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）法第 226 条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）法第 227 条（投票の秘密侵害罪）法第 229 条（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）等である。

#### （10）投票管理者の兼務について

公職選挙法においては兼職禁止事項は無く、また、地方自治法第 180 条の 5 第 6 項（委員会の委員の設置・委員の兼業禁止等）において、「普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることができない。」となっており、投票管理者についての規定はない。

#### （11）各種諸手当について

選挙長、投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票管理者、期日前の投票立会人、選挙立会人、開票管理者、開票立会人については、和泉市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で確認をすることことができたが、投票管理事務従事者手当、投票事務従事者手当、開票事務従事者手当については条例では確認ができなかった。

#### （12）投票事務従事者の配置基準との比較について

本市の衆議院議員総選挙における投票事務従事者総数と、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づく投票事務従事者総数について比較した場合、本市の配置人員総数 440 人に対し、国においては旧基準では 575 人であり、また、参議院議員通常選挙については、本市の配置人員総数 422 人に対し、国基準（改正基準）では 507 人となっている。また、大阪府の単独選挙の配置基準は 507 人であり、先の和泉市長選挙での本市の配置人員総数は 376 人となっている。以上のことから鑑みて、本市における市単独選挙においても少数人員で行っていると考えられる。

#### （13）判例について

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実により普通地方公共団体に損害を与えた場合に、当該普通地方公共団体の住民は、その損害を補填するために必要な措置を講ずべ

きことを請求できるとされており、たとえ、違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は、住民監査請求の対象とはならないとされる（平成6年9月8日最高裁判決（行ツ）第98号）佐世保市監査結果引用

#### （14）判示について

住民訴訟は、普通地方公共団体の財務についての不当、違法を是正する目的で特に法律によって創設された制度であるから、地方自治法第242条の2第1項第4号の損害や損失は、当該普通地方公共団体の固有財産に生じたものでなければならない。

平成1（行コ）7違法支出金不当利得填補請求控訴事件（平成2年5月31日、大阪高等裁判所）

#### 本件に係る判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

##### 1. 違法・不当な行為があったか

投票管理者事務手当については、選挙管理委員会内規及び和泉市職員の給与に関する条例第24条第4項「市長が災害その他緊急事態の発生等により特別の勤務を命じた場合は、この限りでない。」を適用し、選挙の度に市長決裁で事務処理を行っているが、給与条例主義から検討した場合、条例等に選挙に関する手当については記載されていないことから違法性が窺われる。しかしながら、選挙における投票行為は国民の権利であり、その権利の執行に関し厳正且つ適法で適正な投票行為を確保するための措置として、事実確認（8）が行われている事等も事実である。

また、本来の職務でない業務事実確認（6）を行い、その対価を受けることに不当性はないと考える。

よって、違法性は窺われるものの不当とまではいえないと判断する。

##### 2. 市長の判断の不当性について

投票管理者の業務については、投票日当日のみと考えられており、その対価としての報酬額を想定しており、投票管理者事務手当においては事実確認（6）で記載されているとおりである。その内容等から投票管理者の業務を超えて業務を行っていること、また、投票事務従事者と投票管理者を兼務することにより事実確認（8）及び（12）に記載されているとおり執行経費の削減がなされているものであり、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようになんけれ

ばならない。」に沿っており、市に損害を与えていないことから市長の不当性はないものと判断する。

### 3. 国政選挙について

平成24年12月16日執行第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査、及び平成25年7月21日執行第23回参議院議員通常選挙に係る選挙等の経費については、国より全額交付を受けており、また、事実確認（1）（2）（13）（14）で示されているとおり、市に損害を与えていないことから、当該請求に理由はないと判断する。

## 結論

以上の判断から、本件措置請求には理由はない。

## 意見

今回の措置請求についての結果は上記のとおりではあるが、各種選挙事務手当については、給与条例主義からは違法性が窺えることから、早急に条例改正等適切な措置を講ずるよう強く要望する。